

## 育英大学及び育英短期大学における公的研究費の運営及び管理に関する基本方針

大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられており、研究活動における不正を防止することは、大学の責務である。

本学は、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、研究活動における不正防止に向けて、次のとおり基本方針を定める。

1. 不正防止策に関する責任体制を明確にし、学内外にホームページにより公表する。
2. 事務手続きやルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通して教職員の意識向上を図る。
3. 不正を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な不正防止計画を策定する。
4. 適正な予算執行ができるよう、チェック体制を整備する。
5. 公的研究費の使用ルール等をネットワークなどにより情報共有し、共通理解できるようにする。
6. 公的研究費の管理及び執行状況について、モニタリングを行う。
7. 学内外からの不正に関する通報窓口を設置し、必要に応じて、調査委員会を設置しその対応をする。
8. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動ができるよう研究倫理教育を原則として3年ごとに行う。